

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 宮田 公人

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年高梁市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「100分の160」に改める。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正

後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提 案 理 由

議員の期末手当を増額するため。

(参考)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

(参考)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>